

「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」の改定案  
に対する意見募集について

平成20年2月20日  
厚生労働省労働基準局

厚生労働省は、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）に基づき、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定、以下「最適化計画」といいます。）を策定したところですが、開発環境の変化等を踏まえ、今般、最適化計画の改定案を取りまとめました。つきましては、本案に対するご意見を、下記の要領により募集いたします。

1 意見の募集対象

「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画（改定案）」（別添1）

2 意見募集の内容

（1）最適化計画の対象範囲

労働保険適用徴収業務は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（労働保険徴収法）に基づく、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関する業務です。

最適化計画が対象とする業務・システムは、上記労働保険適用徴収業務及び同業務処理の支援を行う労働保険適用徴収システムとします。

なお、労働保険制度の概要は、以下を御参照ください。

[http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1.htm](http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm)

（2）最適化計画の内容

- 業務施策／システム施策
- 安全性・信頼性施策
- 調達施策
- 業務・システム最適化計画の実施に向けた取組

（3）最適化計画の改定内容

「新旧対照表」（別添2）のとおり。

3 意見の提出方法

（1）提出内容

任意の様式に、提出者の氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表

者の氏名)、住所(法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地)及び連絡先(電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見として、該当箇所(別添1のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記願います。)、意見の内容及び提出理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記願います。)を記載願います。

## (2) 提出方法

次のいずれかの方法で提出願います。

なお、FAX、持参又は郵送の場合には、電子データでも提出していただくようお願いすることがあります。

また、提出していただく意見には、件名として「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画の改定案に対する意見」と記入してください。

- 電子メールの場合

電子メールアドレス choushusaiteki@mhlw.go.jp

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 労働保険徴収業務室あて

※メール本文に意見の内容を直接書き込むか、あるいは添付ファイル(ファイル形式は MicrosoftWord(.doc)、一太郎(.jtd)又はテキスト(.txt)のいずれかの形式とします。)で提出してください。

- FAXの場合

FAX番号：03-3928-0107

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 労働保険徴収業務室あて

- 持参又は郵送の場合

〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 労働保険徴収業務室あて

## (3) 提出期限

意見の提出期限は、平成20年3月11日(火)午後5時必着で願います。

なお、郵送の場合は同日必着とします。

## 4 意見提出上の注意

提出していただく意見等は、日本語によるものに限ります。

また、提出していただいた意見については、原則として、住所及び電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を除き、全て公開されることがありますので、あらかじめ御了承願います。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨を明記願います。)

なお、提出していただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、この点についてもあらかじめ御了承願います。

その他不明な点に関しては、下記7の連絡先までお尋ねください。

## 5 今後の予定

今回の意見募集を受けて、厚生労働省情報政策会議において最適化計画を改定し、平成19年度中に公表する予定です。

## 6 関係資料

- 「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画について」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html>
- 「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）  
<http://www.e-gov.go.jp/doc/scheme.html>
- 「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19gijisidai.html>

## 7 連絡先

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 労働保険徴収業務室（担当：名和）

所在地：〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4

電話：03-3920-3311（内407）

FAX：03-3928-0107